

青森県報

号外第二十五号

平成三十年
三月二十八日
(水曜日)

目次

告示

○平成三十年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領………(財政課) ……

告示

青森県告示第二十五十四号

平成三十年二月青森県議会第二百九十三回定例会の議決を経た平成三十年度青森県一般会計予算ほか十六件の要領は、次のとおりである。

平成三十年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

平成30年度青森県一般会計予算

平成30年度青森県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ663,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、125,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項	金 額 千円
1 県 税	145,030,861
1 県 民 税	39,328,562
2 事 業 税	25,334,031
3 地 方 消 費 税	24,589,485
4 不 動 産 取 得 税	2,134,080
5 た ば こ 税	1,615,855
6 ゴ ー ル フ 場 利 用 税	148,707
7 自 動 車 取 得 税	1,979,858
8 軽 油 引 取 税	13,056,142
9 自 動 車 税	16,606,990
10 鈹 区 税	3,028

11	固定資産税	99,110	1	寄附金	3,624
12	核燃料物質等取扱税	20,037,444	12	繰入金	9,721,222
13	狩猟税	3,669	1	特別会計繰入金	191,344
14	産業廃棄物税	93,900	2	基金繰入金	9,529,878
2	地方消費税清算金	51,419,226	13	繰越金	1
1	地方消費税清算金	51,419,226	1	繰越金	1
3	地方譲与税	22,093,920	14	諸収入	46,159,696
1	地方法人特別譲与税	19,225,060	1	延滞金、加算金及び過料等	166,800
2	地方揮発油譲与税	2,656,208	2	県預金利息	1,564
3	石油ガス譲与税	153,997	3	貸付金元利収入	38,100,474
4	地方道路譲与税	1	4	受託事業収入	239,599
5	航空機燃料譲与税	58,654	5	収益事業収入	4,099,271
4	地方特例交付金	434,881	6	利子割精算金収入	1,537
1	地方特例交付金	434,881	7	雑収入	3,550,451
5	地方交付税	206,859,000	15	県債	67,352,000
1	地方交付税	206,859,000	1	県債	67,352,000
6	交通安全対策特別交付金	382,310	歳入合計	663,000,000	
1	交通安全対策特別交付金	382,310	歳出		
7	分担金及び負担金	3,536,294	款	金額	
1	分担金	320,137	1	議会費	1,310,365
2	負担金	3,216,157	1	議会費	1,310,365
8	使用料及び手数料	8,237,559	2	総務費	29,770,901
1	使用料	5,915,501	1	総務管理費	11,091,236
2	手数料	2,322,058	2	企画生活費	7,643,637
9	国庫支出金	100,685,621	1	企業民生費	847,502
1	国庫補助金	39,069,796	2	県民生活費	5,033,597
2	国庫補助金	59,831,910	3	徴収費	1,321,264
3	委託金	1,783,915	4	市町村振興費	255,299
10	財産収入	1,083,785	5	選挙費	2,778,206
1	財産運用収入	571,792	6	防犯費	435,489
2	財産売却収入	511,993	7	統計調査費	
11	寄附金	3,624	8	統計調査費	

9	人事委員会費	152,583	8	土木管理費	70,227,288
10	監査生員費	212,088	1	土橋梁費	3,187,489
3	民 社会福祉社費	97,647,635	2	道河川海岸費	35,090,933
1	1 児童福祉社費	52,276,204	3	3 河川湾計費	13,434,159
2	2 生活保護費	22,057,107	4	4 都市計画費	5,076,444
3	3 社会保険助費	7,949,048	5	5 都空港費	10,048,656
4	4 災害救助費	15,303,626	6	6 住宅費	2,150,978
5	5 環境保健衛生費	61,650	7	7 警察管理費	1,238,629
4	4 環境保健衛生費	21,573,416	9	9 警察活動費	30,806,230
1	1 環境保健衛生費	7,106,812	1	1 警察事務費	27,331,194
2	2 環境保健衛生費	3,005,096	2	2 警察活動費	3,475,036
3	3 保健衛生費	1,517,317	10	10 教育総務費	137,273,449
4	4 保健衛生費	3,727,124	1	1 小学校教育費	11,854,561
5	5 公対策費	1,383,388	2	2 中等学校費	46,182,208
6	6 自然保護費	235,180	3	3 高等学校費	28,959,061
7	7 自病学院費	3,524,773	4	4 高等学 校費	32,644,734
8	8 大 学 費	1,073,726	5	5 特別支援学校費	12,963,853
5	5 労働 費	2,506,693	6	6 社会教育費	2,879,493
1	1 労働 費	516,008	7	7 保健体育費	1,789,539
2	2 職業訓練費	1,867,682	11	11 災害復旧費	4,197,691
3	3 労働委員会費	123,003	1	1 農林水産施設災害復旧費	762,302
6	6 農林水産業費	45,605,771	2	2 土木施設災害復旧費	3,435,389
1	1 農 業 費	9,336,370	12	12 公 債 費	108,813,250
2	2 農 業 費	943,372	1	1 公 債 費	108,813,250
3	3 畜産業費	1,896,430	13	13 諸 支 出 金	52,955,452
4	4 農 地 費	17,844,211	1	1 地方消費税清算金	24,861,619
5	5 林 業 費	5,288,045	2	2 利子割交付金	284,266
6	6 水 産 業 費	10,297,343	3	3 配当割交付金	392,617
7	7 商 工 業 費	60,161,859	4	4 株式等譲渡所得割交付金	148,878
1	1 商 工 業 費	39,945,944	5	5 地方消費税交付金	25,839,123
2	2 観 光 費	2,867,079	6	6 コルナ場利用税交付金	106,727
3	3 大規模開発費	17,348,836	7	7 自動車取得税交付金	1,319,440

利子割精算金	準備費	備費	合計			
8	利子	割	精算金			
14	子	備	費			
1	子	備	費			
歳	出	合	計			
			663,000,000			
第2表 継続費						
款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額 千円	
10	教育費	4 高等学校校舎等改修事業費	1,209,317	平成30年度 平成31年度	906,861 302,456	
第3表 債務負担行為						
事	項	期	間	限	度	額 千円
平成30年度	獣医師研修資金貸付	平成31年度から 平成32年度まで				6,480
平成30年度	岩手県境不法投棄事業に係る風評被害対策給付金	平成30年度から 平成34年度まで				3,000,000
平成30年度	医師修学資金貸付	平成31年度から 平成35年度まで				27,000
平成30年度	看護師等修学資金貸付(看護師等養成所分)	平成31年度から 平成32年度まで				13,488
平成30年度	看護師等再就職訓練事業委託金	平成31年度から 平成32年度まで				584,594
平成30年度	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業委託金	平成30年度から 平成31年度まで				216
平成30年度	農業近代化資金の利子補給	平成31年度から 平成51年度まで				
平成30年度	農業経営負担軽減支援資金の利子補給	平成31年度から 平成46年度まで				
平成30年度	農地中間管理機構の農地売買等事業(一般タイフ)に伴う農用地等買借入金に対する損失補償	平成30年度から 平成32年度まで				21,064
平成30年度	農地中間管理機構の農地売買等事業(担い手支援タイフ)に伴う農用地等買借入金に対する損失補償	平成30年度から 平成36年度まで				447,313
県民環境林管理事業委託金		平成31年度から 平成34年度まで				858,398
平成30年度	漁業近代化資金の利子補給	平成31年度から 平成50年度まで				
平成30年度	漁業経営維持安定資金利子補給	平成31年度から 平成45年度まで				
平成30年度	漁業経営再建資金利子補給	平成31年度から 平成40年度まで				
平成30年度	漁業経営高度化促進支援資金利子補給	平成31年度から 平成40年度まで				
平成30年度	誘致企業本社機能移転促進費補助	平成31年度				30,000
平成30年度	小川原開発地区企業立地促進費補助	平成30年度から 平成31年度まで				500,000
平成30年度	IT・コンピュータセンター関連産業立地促進費補助	平成30年度から 平成33年度まで				322,500
平成30年度	青森県産業立地促進費補助	平成30年度から 平成39年度まで				3,000,000
平成30年度	タータセンター立地促進費補助	平成30年度から 平成31年度まで				100,000
平成30年度	青森県道路公社の有料道路運営資金借入金に対する損失補償	平成30年度から 平成33年度まで				422,315に約定利子と遅延利息を加えた額
平成30年度	鶴ヶ坂千刈線橋梁補修事業(西滝大橋)工事代金	平成31年度				500,000
平成30年度	八戸環状線橋梁補修事業(新井田中央大橋)工事代金	平成31年度				100,000
平成30年度	国道279号道路改築事業(三保川橋)工事代金	平成31年度から 平成32年度まで				1,260,000
平成30年度	米山喜蒲川線橋梁架替事業(保安橋)工事代金	平成31年度				530,000

平成30年度三沢十和田線橋梁架替事業(古間木橋)工事代金	平成31年度	180,000
平成30年度駒込ダム建設工事代金	平成31年度から平成43年度まで	33,072,116
平成30年度白根市川環状線都市計画街路事業工事代金	平成31年度	400,000
平成30年度警察本部庁舎耐震・長寿命化改修事業設計業務委託代金	平成31年度	57,917
平成30年度定時制通信制修学奨励金貸付	平成31年度から平成33年度まで	5,016

第4表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
港湾事業	1,881,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。場合は、知事が借入先と協議の上定める。合には借り年限変更、更、繰上償還は換することができる。
河川事業	2,286,000			
海岸事業	320,000			
農業農村整備事業	2,498,000			
災害関連事業	1,721,000			
治水事業	2,211,000			
都市計画事業	179,000			
治山事業	435,000			
林道事業	61,000			
漁港事業	2,321,000			
自然公園施設整備事業	39,000			
道路事業	10,938,000			
空港事業	165,000			
公園事業	1,618,000			
警察施設整備事業	543,000			
交通安全施設整備事業	542,000			
高等学校整備事業	1,678,000			
特別支援学校整備事業	1,422,000			

公営住宅建設事業	311,000	
過年発生補助災害復旧事業	38,000	
現年発生補助災害復旧事業	1,259,000	
現年発生国直轄災害復旧事業	133,000	
不法投棄産業廃棄物対策事業	92,000	
老人福祉施設整備事業	90,000	
学校教育施設等整備事業	36,000	
北海道新幹線鉄道整備事業	241,000	
砂防事業	312,000	
自然災害防止事業	1,942,000	
県道等整備事業	1,804,000	
県庁舎耐震・長寿命化改修事業	82,000	
全国瞬時警報システム更新事業	4,000	
私立学校耐震化促進事業	5,000	
菅農大学生施設整備事業	141,000	
県立美術館設備改修事業	430,000	
体育施設整備事業	96,000	
臨時財政対策債	29,452,000	
公有林整備事業	26,000	
計	67,352,000	

平成30年度青森県公債費特別会計予算

平成30年度青森県公債費特別会計予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175,674,231千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1 繰入金	1 一般会計繰入金	繰入金	121,445,231
		基金繰入金	108,653,867
2 県	1 県	歳入	12,791,364
		歳入合計	54,229,000
歳入合計			175,674,231

歳出	款	項	金額 千円
1 公債費	1 公債費	公債費	175,674,231
		歳出合計	175,674,231

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
一般会計借換債	54,229,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	54,229,000	/	/	/

平成30年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算

平成30年度青森県療育福祉・医療療育センター特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,923,955千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1 使用料及び手数料	1 使用料	使用料	1,189,966
		財産収入	1,189,966
		財産運用収入	1
3 繰入金	1 一般会計繰入金	繰入金	694,755
		繰越金	3
4 繰越金	1 繰越金	繰越金	3
		繰越収入	39,230
5 諸収入	1 県預金	諸収入	160
		諸収入	160

2	受託事業収入	2,636
3	雑収入	36,434
	歳入合計	1,923,955

歳出	款	項	金額 千円
1	療育福祉・医療療育センター費		1,923,795
1	あすなろ療育福祉センター費		721,356
2	さわらび療育福祉センター費		372,764
3	はまなす医療療育センター費		829,675
2	公債費		160
1	公債費		160
	歳出合計		1,923,955

平成30年度青森県港湾整備事業特別会計予算

平成30年度青森県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ527,981千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	分担金及び負担金		53,295
1	負担金		53,295
2	使用料及び手数料		457,333

1	使用料	457,333
3	財産収入	17,283
1	財産売却収入	17,283
4	繰越金	2
1	繰越金	2
5	諸収入	68
1	県預金	1
2	雑収入	67
	歳入合計	527,981

歳出	款	項	金額 千円
1	港湾整備事業費		201,324
1	青森港整備事業費		120,615
2	八戸港整備事業費		78,027
3	七里長浜港整備事業費		1,024
4	大湊港整備事業費		1,658
2	公債費		311,117
1	公債費		311,117
3	繰越金		15,540
1	繰越金		15,540
	歳出合計		527,981

平成30年度青森県証紙特別会計予算

平成30年度青森県証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,369,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	
----	--

款	項	金額 千円
1	証紙管理収入	2,279,605
1	1 証紙取扱収入	2,279,605
2	繰入金	89,994
1	1 一般会計繰入金	89,994
3	繰越金	1
1	1 繰越金	1
歳	入 合 計	2,369,600
歳	出	
款	項	金額 千円
1	証紙管理取扱費	2,369,600
1	1 証紙取扱費	2,369,600
歳	出 合 計	2,369,600

平成30年度青森県管理特別会計予算

平成30年度青森県管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ218,485千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	項	金額 千円
款		項	金額 千円
1	繰越金	1	1
1	1 繰越金	1	1
2	諸収入	1	218,484
1	1 管理費収入	1	218,484
歳	入 合 計		218,485

歳	出	項	金額 千円
款		項	金額 千円
1	管理費	1	218,485
1	1 管理費	1	218,485
歳	出 合 計		218,485

平成30年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成30年度青森県公共用地先行取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳	入	項	金額 千円
款		項	金額 千円
1	繰入金	1	130,000
1	1 一般会計繰入金	1	130,000
歳	入 合 計		130,000

歳	出	項	金額 千円
款		項	金額 千円
1	土木費	1	130,000
1	1 道路橋梁費	1	130,000
歳	出 合 計		130,000

平成30年度青森県下水道事業特別会計予算

平成30年度青森県下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳	入	項	金額 千円
款		項	金額 千円
1	繰越金	1	218,485
1	1 繰越金	1	218,485
歳	入 合 計		218,485

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,756,236千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	項	金額 千円
1	分担金及び負担金	2,509,495
1	1 負担金	2,509,495
2	使用料及び手数料	16,955
1	1 使用料	16,955
3	国庫支出金	977,300
1	1 国庫補助金	977,300
4	総入金	536,682
1	1 一般会計繰入金	536,682
5	繰越金	1
1	1 繰越金	1
6	諸収入	190,803
1	1 県預金収入	1
2	2 受託事業収入	102,460
3	3 雑収入	88,342
7	県債	525,000
1	1 県債	525,000
歳入	合計	4,756,236

歳出

款	項	金額 千円
1	1 下水道事業費	3,930,065
1	1 流域下水道事業費	1,726,000
2	2 特定環境保全公共下水道事業費	124,660
3	3 下水道管理費	2,079,405
2	2 公債費	826,171
1	1 公債費	826,171
歳出	合計	4,756,236

第2表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
下水道事業債	442,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、県財政の都合により年限変更、繰上償還又は借換することができる。
計	525,000	/	/	/

平成30年度青森県駐車場事業特別会計予算

平成30年度青森県駐車場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ177,071千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額 千円
1	使用料及び手数料	171,803
1	1 使用料	171,803
2	財産収入	493
1	1 財産運用収入	493
3	繰越金	1
1	1 繰越金	1
4	諸収入	4,774
1	1 県預金	1
2	2 雑収入	4,773
歳入	合計	177,071

款	項	金額 千円
1	駐車場事業費	107,076
1	1 県営駐車場運営費	51,420
2	2 地下駐車場運営費	55,656
2	2 公債費	1
1	1 公債費	1
3	繰出金	69,994
1	1 一般会計繰出金	69,994
歳出	合計	177,071

平成30年度青森県鉄道施設事業特別会計予算

平成30年度青森県鉄道施設事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,706,031千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行

為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,660,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額 千円
歳入		
1	使用料及び手数料	4,606,726
1	1 使用料	4,606,726
2	国庫支出金	1,400
1	1 国庫補助金	1,400
3	繰入金	217,687
1	1 一般会計繰入金	217,687
4	諸収入	128,458
1	1 県預金	1
2	2 雑収入	128,457
5	県債	751,760
1	1 県債	751,760
歳入	合計	5,706,031

款	項	金額 千円
歳出		
1	鉄道施設事業費	4,611,104
1	1 鉄道施設管理費	4,611,104
2	公債費	1,094,927

1 公債費合計 1,094,927
 歳出合計 5,706,031

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額
青い森鉄道線青森駅設備整備費		平成31年度から平成33年度まで	千円 686,925

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
鉄道施設事業借換債	186,000千円	普通貸借又は債券発行	9.0%以内	公的資金の場合、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。ただし、更に、県財政の都合により年限変更ができる。
計	751,760	／	／	／

平成30年度青森県国民健康保険特別会計予算

平成30年度青森県国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ130,037,126千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	歳入歳出予算	金額
款	項	千円
1 分担金及び負担金		39,827,944

1 負担金	39,827,944
2 国庫支出金	41,725,723
1 国庫負担金	27,260,683
2 国庫補助金	14,465,040
3 療養給付費等交付金	622,635
1 療養給付費等交付金	622,635
4 前期高齢者交付金	37,578,116
1 前期高齢者交付金	37,578,116
5 共同事業費交付金	111,167
1 共同事業費交付金	111,167
6 財産収入	577
1 財産運用収入	577
7 繰入金	10,170,964
1 一般会計繰入金	9,970,471
2 基金繰入金	200,493
歳入合計	130,037,126

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		130,036,871
1 運営費		23,935
2 国民健康保険事業費交付金等		129,665,709
3 財政安定化基金積立金		347,227
2 公債費		255
1 公債費		255
歳出合計		130,037,126

平成30年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成30年度青森県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ272,483千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 (債務負担行為)
 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。
 (一時借入金)
 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	繰入金	金	13,453
	1	一般会計繰入金	13,453
2	繰越金	金	38,940
	1	繰越金	38,940
3	諸収入	金	220,090
	1	県預金利息	3
	2	貸付金元利収入	220,083
	3	雑収入	4
		合計	272,483
歳出			
款		項	金額 千円
1	母子父子寡婦福祉資金貸付費		272,483
	1	母子父子寡婦福祉資金貸付費	272,483
		合計	272,483

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	金額 千円
平成30年度	母子福祉資金貸付金	平成31年度から	平成33年度まで			125,328
平成30年度	父子福祉資金貸付金	平成31年度から	平成33年度まで			15,252
平成30年度	寡婦福祉資金貸付金	平成31年度から	平成33年度まで			7,212

平成30年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

平成30年度青森県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,391,000千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入	款	項	金額 千円
1	繰入金	金	7,629
	1	一般会計繰入金	7,629
2	繰越金	金	109,832
	1	繰越金	109,832
3	諸収入	金	1,805,917
	1	貸付金収入	1,733,495
	2	県預金利息	600
	3	雑収入	2
	4	貸付金利息	71,820

4 県	債 債	467,622
1 歳	入 入	467,622
	合 計	2,391,000

4 歳	出 出	金 額	千円
-----	-----	-----	----

1 小規模企業者等設備導入資金貸付金	584,528	
1 小規模企業者等設備導入資金貸付金	584,528	
2 事 務 費	8,234	
1 諸 費	8,234	
3 公 債 費	1,705,928	
1 公 債 費	1,705,928	
4 總 出 金	92,310	
1 一般会計繰出金	92,310	
4 歳	出 出	2,391,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
千円	千円		%	
中小企業高度化資金	467,622	普通貸借	0.55	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。
貸付金	467,622	／	／	／
計	467,622	／	／	／

平成30年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成30年度青森県林業・木材産業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ99,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

1 貸付勘定収入	金	97,500
1 繰 越	金	95,099
2 諸 収 入	金	2,401
2 業務勘定収入	金	1,700
1 繰 越	金	1,697
2 諸 収 入	金	3
4 歳	出 出	99,200

平成30年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

1 貸付勘定収入	金	97,500
1 貸付勘定収入	金	57,000
2 国庫返還金	金	27,000
3 繰 越	金	13,500
2 業務勘定収入	金	1,700
1 取 扱	金	1,700
4 歳	出 出	99,200

平成30年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成30年度青森県沿岸漁業改善資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132,471千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款 項

1 貸付勘定収入

金 額
千円

130,000

1	繰越収入	44,841
2	業務勘定収入	85,159
1	繰越入金	2,471
2	繰越入金	2,467
3	諸収入	1
歳入合計		132,471

1	貸付勘定	130,000
1	沿岸漁業改善資金貸付金	130,000
2	業務勘定	2,471
1	取扱事務費	2,471
歳出合計		132,471

平成30年度青森県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度青森県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	青森県立中央病院	
(1)	病床数	684床
(2)	年間患者数	532,332人
イ	入院患者数	218,792人
ロ	外来患者数	313,540人
(3)	一日平均患者数	
イ	入院患者数	599人
ロ	外来患者数	1,285人
(4)	建設改良工事	520,000千円

ロ	資産購入	397,412千円
ハ	リース資産購入	208,189千円
2	青森県立つくしが丘病院	
(1)	病床数	230床
(2)	年間患者数	68,368人
イ	入院患者数	38,325人
ロ	外来患者数	30,043人
(3)	一日平均患者数	
イ	入院患者数	105人
ロ	外来患者数	126人
(4)	建設改良	
イ	資産購入	170,265千円

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款	中央病院事業収益	26,348,744千円
第1項	医療収益	23,067,169千円
第2項	医療外収益	3,281,575千円
第2款	つくしが丘病院事業収益	1,746,037千円
第1項	医療収益	1,078,344千円
第2項	医療外収益	667,693千円
支出		
第1款	中央病院事業費用	26,514,908千円
第1項	医療費用	26,220,411千円
第2項	医療外費用	284,497千円
第3項	予備費	10,000千円
第2款	つくしが丘病院事業費用	1,836,165千円
第1項	医療費用	1,827,395千円
第2項	医療外費用	7,770千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額646,218千円は損益勘定留保資金646,218千円で補てんするものとする。)

収入		支出	
第1款	中央病院資本的収入	1,520,128千円	
第1項	負担金	638,494千円	
第2項	企業債	880,000千円	
第3項	補助金	1,634千円	
第2款	つぐしが丘病院資本的収入	170,513千円	
第1項	負担金	513千円	
第2項	企業債	170,000千円	

第1款 中央病院資本的支出
 第1項 建設改良費 2,166,346千円
 第2項 企業債償還金 1,125,601千円
 第3項 他会計からの長期借入金償還金 940,745千円
 第2款 つぐしが丘病院資本的支出 100,000千円
 第1項 建設改良費 170,513千円
 第2項 企業債償還金 170,265千円
 (継続費) 248千円
 第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款項	事業名	総額千円	年度	年割額千円
1	中央病院資本的支出			
1	建設改良費	231,800	平成30年度	36,000
	県立中央病院空調・配管設備改修工事費		平成31年度	195,800

(企業債)
 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定

める。

起債の目的	限度額千円	起債の方法	利率%	償還の方法
県立中央病院施設整備事業及び医療器械整備事業	880,000	普通貸借又は債券発行	9.0以内	公的資金の場合は、融通条件による。他の場合は、知事が借入先と協議の上定める。合に上り年限変更、繰上償還又は借換することができる。
県立つぐしが丘病院医療器械整備事業	170,000			
計	1,050,000	/	/	/

(一時借入金)
 第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

経費の種類	金額
医療費用と医療外費用	
(1) 職員給与費	12,210,216千円
(2) 交際費	197千円
(たな卸資産購入限度額)	

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,469,307千円と定める。

平成30年度青森県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度青森県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 事業量	114,206.307立方メートル
イ 年間総給水量	
ロ 給水事業所数	10事業所

ハ 一日平均給水量 312,894立方メートル
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 工業用水道事業収益	911,993千円
第1項 営業収益	910,269千円
第2項 営業外収益	1,724千円
支出	
第1款 工業用水道事業費用	865,833千円
第1項 営業費用	812,355千円
第2項 営業外費用	43,478千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額152,683千円は建設改良積立金44,474千円、損益勘定留保資金104,653千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,556千円で補てんするものとする。)

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出	152,683千円
第1項 建設改良費	48,030千円
第2項 企業償還金 (一時借入金)	104,653千円

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流

用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 151,938千円
(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、3,155千円と定める。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
----------------------------------	--	--------------------------------